

# 第9回除染・廃棄物対策推進会議 次第

日時：平成24年6月14日（木）13：30

場所：自治会館 3階 303会議室

## 1 開会

## 2 議題

- (1) 除染の進捗状況について 資料1
- (2) 県有施設除染に伴う除去土壌等の保管等について 資料2
- (3) 仮置場現地視察会について 資料3
- (4) 除染情報プラザの県内展開について 資料4
- (5) 対策地域内廃棄物処理計画等について 資料5
- (6) その他

## 3 閉会

除染・廃棄物対策推進会議名簿

部 局	職	氏 名	備 考
総務部	総務課長	徳永 勝男	
企画調整部	政策監 (兼)企画推進室長	伊藤 泰夫	
生活環境部	政策監	牧野 善茂	
生活環境部	環境回復推進監	小牛田 政光	
生活環境部	次長	齋藤 敬之	
保健福祉部	政策監	緑川 茂樹	
商工労働部	政策監	大江 孝治	
農林水産部	技監	田村 完	
土木部	技術管理課長	浦山 悦雄	
教育庁	理事(兼)政策監 (兼)教育次長	清野 隆彦	

事務局

課	職	氏 名	備 考
一般廃棄物課	課長	二瓶 正浩	
一般廃棄物課	総括主幹(兼)副課長	五十嵐 孝	
一般廃棄物課	主幹	和田 穰	
産業廃棄物課	課長	山田 耕一郎	
産業廃棄物課	主幹(兼)副課長	星 一	
産業廃棄物課	主幹	佐藤 清彦	
除染対策課	課長	遠藤 浩三	
除染対策課	主幹(兼)副課長	増田 聡	
除染対策課	主幹	菅野 信志	
除染対策課	副課長(兼)主任主査	酒井 広行	
除染対策課	主任主査	菊地 照道	
農林地再生対策室	室長	沢田 吉男	



市町村除染地域における除染実施状況

資料1-1

市町村名	汚染状況重点調査地域指定	除染計画策定	平成24年3月末						除染対策事業交付金 (23年度交付決定・確定額) (単位:千円)	備考	
			住宅(戸)		公共施設等(施設)		道路(km)				
			発注	実績	発注	実績(実数)	発注	実績(実数)			
県北	1 福島市	○	◎(5/21)	1,216	400	222	121	23.0	23.0	6,711,772	4月末は5/1付けの数値、3月末は4/6付けの数値
	2 二本松市	○	○	25	2	34	33			1,742,053	
	3 伊達市	○	○	37	37	25	13			1,680,329	
	4 本宮市	○	○	2	2					53,801	
	5 桑折町	○	○			8	7			490,393	
	6 国見町	○	○			2	2			263,891	
	7 川俣町	○	○							7,249	
	8 大玉村	○	○	18		23	23			60,470	
県中	9 郡山市	○	○	1	1	215	184			671,783	
	10 須賀川市	○	○			4	2			213,695	
	11 田村市	○	○								
	12 鏡石町	○	○	3	3					53,086	
	13 天栄村	○	◎(5/21)								
	14 石川町	○	○							14,634	
	15 玉川村	○	○			8	8			46,605	
	16 平田村	○	◎(5/24)								
	17 浅川町	○	○							36,278	
	18 古殿町	○	○							3,990	
県南	19 三春町	○	○							26,741	
	20 小野町	○	○								
	21 白河市	○	○			65	65			49,506	
	22 西郷村	○	○			12	8	25.0	25.0	118,274	
	23 泉崎村	○	◎(5/21)							18,304	
	24 中島村	○	○								
	25 矢吹町	○	○								
	26 棚倉町	○	○								
	27 矢祭町	○	○								
	28 塙町	○	○								
会津	29 鮫川村	○	○							796	
	30 会津若松市										
	31 喜多方市										
	32 北塩原村										
	33 西会津町										
	34 磐梯町										
	35 猪苗代町										
	36 会津坂下町	○	△								
	37 湯川村	○	○			4	4			52,883	
	38 柳津町	○	○								
南会津	39 三島町	○	○								
	40 金山町										
	41 昭和村	○	○								
	42 会津美里町	○	△								
	43 下郷町										
	44 檜枝岐村										
	45 只見町										
	46 南会津町										
	相双	47 新地町	○	○			3	3			51,216
		48 相馬市	○	○	15	15	2	2	12.6	12.6	48,347
49 南相馬市		○	○	17	17	130	124	28.0	28.0	2,889,977	
50 広野町		○	○	1,850	232	56	4	73.9		7,087,518	
51 川内村		○	○	961		6	5			4,880,379	
いわき	52 いわき市	○	○	5	5	51	51			7,824	
合計				4,150	714	870	659	162.5	88.6	27,281,794	
市町村数		41	36	12	10	18	18	5	4	27	

◎は法定計画策定済

○は緊急実施基本方針に基づく計画策定済→法定計画移行協議中

△は法定計画策定協議中

(平成24年5月除染対策課調べ)

平成24年6月14日

除染対策課

市町村の除染実施計画に基づき、除染を進めていくためには、県と市町村が一体となって除去土壌等の保管場所を確保していく必要がある。市町村が仮置場の確保に苦慮している状況を考慮し、地域住民の理解の促進をさらに図るとともに、下記のとおり県有施設の除染に伴う除去土壌等の保管等の基本方針を定め、円滑な除染を進めていくものとする。

## 1 県有施設の除染に伴う除去土壌等の保管について

○ 市町村が除染実施計画に基づき設置する仮置場への搬入の可否について、市町村と協議するものとする。

○ 市町村が設置する仮置場への搬入が困難な場合は、次のとおりとする。

① 市町村の協力を得ながら、県有施設内で現場保管するものとする。

② 県有地の活用も含め市町村と連携しながら、仮置場の確保に努めていくものとする。

## 2 市町村の仮置場確保への支援について

○ 市町村の仮置場設置場所として、当面の利用や管理に支障を及ぼさない範囲で、積極的に県有地を提供していくものとする。

# 県有施設の除染に伴う除去土壌等の保管等の基本方針（案）

## 仮置場現地視察会について

平成24年6月14日  
除染対策課

### 1 目的

仮置場の設置に向けて、各市町村では候補地周辺の地域住民を対象とした住民説明会等を実施しているが、仮置場の安全性等に対する不安から住民の理解が得られず、設置が難航している例が多い。

このため、自治会長等を対象にした仮置場現地視察会を開催し、仮置場を目で見てもらい、現地で専門家の説明を受けること等により、仮置場への理解を深め不安を払拭し、仮置場の設置の促進を図るものである。

### 2 対象者

市町村の自治会長等

### 3 内容(予定)

(1) 仮置場の構造等についての説明

- ア 仮置場の構造について
- イ 仮置場への搬入方法について
- ウ 放射線、放射性物質の監視方法について
- エ その他

仮置場を使用する遮水シート、フレキシブルコンテナ等の実物の紹介

(2) 仮置場及びその周辺の空間線量率測定

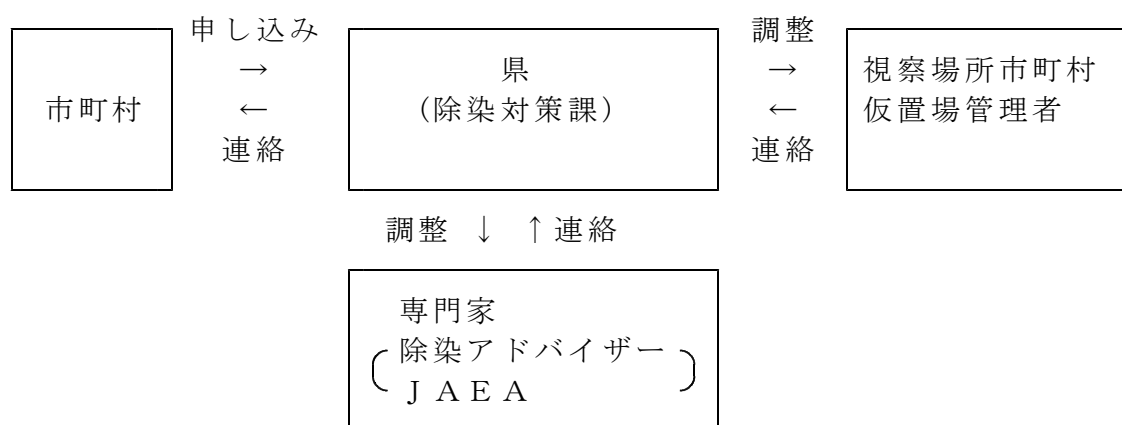
参加者の実測による体感

(3) 質疑応答

専門家等による回答

### 4 実施方法

- ① 実施を希望する市町村は県(除染対策課)へ申し込む。
- ② 県は、仮置場の設置市町村、専門家等と調整のうえ日程を決定して市町村へ連絡し、視察会を実施する。



### 5 実施予定

平成24年6月14日から受付を開始する。  
なお、申し込みは随時受け付けることとする。

除染情報プラザの県内展開について

平成24年6月14日  
環境省福島環境再生事務所  
福島県除染対策課

## 1 目的

県内各地への除染情報プラザの出張巡回を行うことで、プラザの持つ情報の提供や県民の除染に対するニーズの把握を行い、直接県民の不安や疑問に答えていくことで、県民自らが問題意識を持ち納得した上で、国や県、市町村の取組みに協力していく機運を醸成する。

## 2 内容

下記のメニューにより、県内の集客施設、イベント等への出張または市町村等からの要望に応じた派遣を行う。

(1) サテライトプラザ

- 除染に関する映像、パネル、模型等の展示。

- ・ 除染の必要性、仮置場の安全性等に関する映像
- ・ 除染作業、仮置場の安全性等を解説したパネル
- ・ 除染作業、仮置場の模型
- ・ 放射線測定器体験コーナー 等

- 除染情報プラザの専門家による解説。

- ・ 展示物に対する解説
- ・ 展示物に対する来場者からの質問への対応
- ・ 専門家によるミニ講演会

\* 来場者からの要望により、必要に応じて相談にも対応する。

(2) ミニフォーラム

- プラザの専門家を派遣し、除染等に関する講習等を開催する。

3 実施方法

- ① アクティブ型

除染情報プラザがキャンペーン活動として企画して実施する。

- ② デマンド型

市町村や団体等の要請に応じて内容等を調整のうえ実施する。

4 当面のスケジュール

- ① アクティブ型

7月4日(水)～6日(金)で、サテライトプラザを実施する(開催場所、時間は調整中)。

- ② デマンド型

6月16日(土)本宮市、17日(日)郡山市で講習会を開催。

## 5 その他

今後の開催スケジュールを検討するため、各部局へイベント開催予定を照会しますので御協力願います。



平成24年6月14日  
一般廃棄物課

## 1 対策地域内廃棄物処理計画の策定

### (1) 計画策定

「放射性物質汚染対処特措法」に基づき、国が直轄で廃棄物処理を行う汚染廃棄物対策地域（区域見直し前の警戒区域及び計画的避難区域）を対象とした「対策地域内廃棄物処理計画」が、6月11日に双葉町を除く10市町村の区域で策定された。

### (2) 計画に関する県としての問題認識（知事意見として国に申し入れ済み。）

#### ア 計画の対象となる廃棄物の範囲

対象が災害廃棄物及び除染に伴う廃棄物のみ限定されており、生活系や農林水産業等に係る廃棄物及び今後のインフラ整備に伴い発生する廃棄物等が含まれていない。

また、警戒区域等見直し後の廃棄物の処理体制に不安が残る。

#### イ 具体的な処理の進め方

内陸部で発生する災害廃棄物の処理のために必要な措置や沿岸部の廃棄物を処理するための仮設炉の設置等について言及されていない。

#### ウ 計画期間終了後の取扱い

焼却灰を埋め立てた最終処分場の維持管理等について、具体的な言及がない。

### (3) 今後の対応

国に対しては、早期に関係市町村への説明会を開催して、以下の点等について国の考えを明確に伝えるとともに、問題意識を共有しながら処理に取り組んでいくよう要請している。

- ・今後の具体的な処理実行方策
- ・計画の処理対象としていない廃棄物の発生見込み量とその処理
- ・警戒区域見直し後の廃棄物処理についての考え方

## 2 国の代行処理

### (1) 相馬市及び新地町

#### ア 経緯

H23. 8. 18	災害廃棄物処理特措法施行
H23. 10	相馬市及び新地町が代行処理に関し国と協議開始
H24. 3. 14	相馬市及び新地町が国の代行処理を要請
H24. 3. 23	国が相馬市及び新地町の要請を受諾
H24. 4. 25	国が仮設焼却炉設置工事の入札
H24. 5. 7	国が工事業者と契約
現在	実施設計作業中

#### イ 今後の予定

H24. 7以降	着工
H24. 12以降	竣工、処理開始
H26. 3	処理終了

### (2) その他の市町村

南相馬市及び広野町が国の代行処理に向けて協議中

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）

## 対策地域内廃棄物処理計画

（田村市、南相馬市、川俣町、楢葉町、富岡町、  
川内村、大熊町、浪江町、葛尾村、飯館村）

平成 24 年 6 月

環境省

## 1. はじめに

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「特措法」という。）については、平成 23 年 8 月 30 日に公布され、同日にその一部が施行された。その後、特措法第 7 条第 1 項の規定に基づく基本方針（以下「基本方針」という。）が同年 11 月 11 日に閣議決定された。また、特措法第 11 条第 1 項に基づき、同年 12 月 28 日、汚染廃棄物対策地域及び除染特別地域を指定する件（環境省告示第 106 号）により「汚染廃棄物対策地域」（以下「対策地域」という。）が指定された。これらに加え、特措法に基づく政省令等の整備等の施行準備を経て、特措法は、平成 24 年 1 月 1 日に全面施行されたところである。

本計画は、基本方針に示された考え方等を踏まえ、特措法第 13 条第 1 項に規定する対策地域内廃棄物のうち、現に相当量の処理が必要となっている災害廃棄物及び除染特別地域における土壌等の除染等の措置の実施に伴い生じる廃棄物（以下「除染廃棄物」という。）について、その適正な処理の実施に関し必要な事項等を定めるものである。

## 2. 対策地域内廃棄物の量及び処理量の見込み

### （1）災害廃棄物の量及び処理量の見込み

対策地域内における災害廃棄物の総量は、合計で 474,000 t と推定されている。

これらの災害廃棄物のほとんどが津波により生じたものであるため、沿岸部の市町（南相馬市、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町及び楡葉町）に集中している。別紙 1 に、これらの自治体における災害廃棄物の推定発生量及び放射能濃度を示す。これらの災害廃棄物は、現在、対策地域内に点在する小規模の集積場に集められている状況にある。沿岸部の 6 市町における災害廃棄物の集積状況について、別紙 2 に示す。

一方、内陸部の飯館村、葛尾村、川俣町、田村市、川内村については、津波の被害を受けていないため、一部に要解体建物の発生があるものの、災害廃棄物の発生は非常に限定的である。今後、内陸市町村における要解体建物等の量及び性状の把握に努める。

なお、災害廃棄物の処理施設ごとの処理量については、既存の処理施設の状況や今後の仮設処理施設の設置の検討状況等を踏まえて見込むこととする。

## (2) 除染廃棄物の量及び処理量の見込み

除染廃棄物については、今後、土壌等の除染等の措置等の具体的な実施内容が明確にされた段階で、当該内容等を精査し、その発生量の予測等を行うこととする。

### 3. 対策地域内廃棄物処理計画の目標

#### (1) 災害廃棄物

沿岸部の市町においては、空間線量率が特に高い地域（年間 50 ミリシーベルト以上を目安とする。）を除き、それぞれの市町の区域内での仮置場の確保を前提として、平成 24 年度内を目途に災害廃棄物を仮置場へ搬入する。内陸部の市町村については、要解体建物等の状況を把握した上で、当該自治体と調整しつつ、処理を行う。

これらについては、平成 26 年 3 月末までの処理を目指すものとするが、この目標については、除染廃棄物の処理の状況を踏まえ、適宜見直すこととする。

空間線量率が特に高い地域に分布している災害廃棄物については、廃棄物自体の放射能濃度も高い。廃棄物処理に従事する作業者の安全確保等の点にかんがみ、これらの地域における今後の除染事業の検証を踏まえて処理目標を検討する。

#### (2) 除染廃棄物

除染廃棄物については、今後、特別地域内除染実施計画に基づく除染の内容等が具体化された段階で、廃棄物の種類及び発生量等の予測を行う。当該予測の結果や、対策地域内廃棄物の処理体制の整備状況等を踏まえ、処理目標を検討することとする。

### 4. 対策地域内廃棄物処理計画の目標を達成するために必要な措置に関する基本的事項

#### (1) 災害廃棄物

##### ① 仮置場の設置

- 災害廃棄物の発生場所の近傍に、災害廃棄物を選別し、中間処理するための仮置場を設けることとする。必要とされる仮置場のおよその面積については、別紙 1 に示すとおりである。

○仮置場の設置については、地域住民の方々の御理解を得ることが必要である。このため、地元自治体と緊密に連携しつつ、その設置場所を検討する。

○沿岸部の自治体においては、津波による被害が見られるため、仮置場の設置の前に、土地の整備を行う。

#### ②仮置場への廃棄物の収集・運搬

○仮置場の設置が完了した地域から、当該仮置場への災害廃棄物の収集・運搬を開始する。

○収集・運搬に際しては、可能な限り分別を行った上で、当該仮置場へと搬入する。

○危険物、PCB 廃棄物及び石綿含有廃棄物等については、他の廃棄物と区別し、適切に収集・運搬する。

#### ③仮置場における廃棄物の選別

○当該仮置場に搬入した災害廃棄物については、以降の焼却、破碎等の中間処理を円滑に行うため、仮置場において、重機等による粗選別を実施し、可燃物や金属くず、コンクリートくず等に分別する。

○危険物、PCB 廃棄物及び石綿含有廃棄物等については、他の廃棄物と区別し、適切に保管する。

#### ④中間処理（焼却、破碎等及び再生）

○災害廃棄物の量が膨大であること等にかんがみ、安全性を確保しつつ、可能な限りにおいて、焼却等の中間処理等により減容化を図ることとする。

○災害廃棄物は膨大であるため、早期の処理の完了には既存の処理施設（公共、民間）を最大限活用すると共に、仮設処理施設の設置が不可欠であり、各自治体の協力を得ながらこれらを進めていく。

○仮設処理施設の設置に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 3 項の規定に準じ、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施する。

○仮設処理施設において、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し、必要な措置をとることとする。

○コンクリートくず等については復興のために利用可能な資材とするなど、可能な限り災害廃棄物の再生を図ることとする。

○中間処理に際しては、対策地域内廃棄物の迅速かつ効率的な処理を行う観点から、除染廃棄物の処理との連携に十分留意する。

#### ⑤中間処理後の処分

○中間処理後の焼却灰等の処分については、「東京電力福島第一原子力発電

所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について（平成 23 年 10 月 29 日環境省）」に基づき、実施することとする。

## （2）除染廃棄物

除染廃棄物については、3（2）に基づき設定した目標を踏まえ、それを達成するために必要な措置を検討することとする。

## 5. その他対策地域内廃棄物処理の適正な処理に関し必要な事項

- 対策地域内廃棄物の処理に際しては、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」、及び「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」、「電離放射線障害防止規則」等を遵守し、廃棄物処理業務に従事する労働者の放射線障害防止を図ることとする。
- 対策地域内廃棄物の処理に際しては、可能な限り地元雇用を考慮することを基本とする。

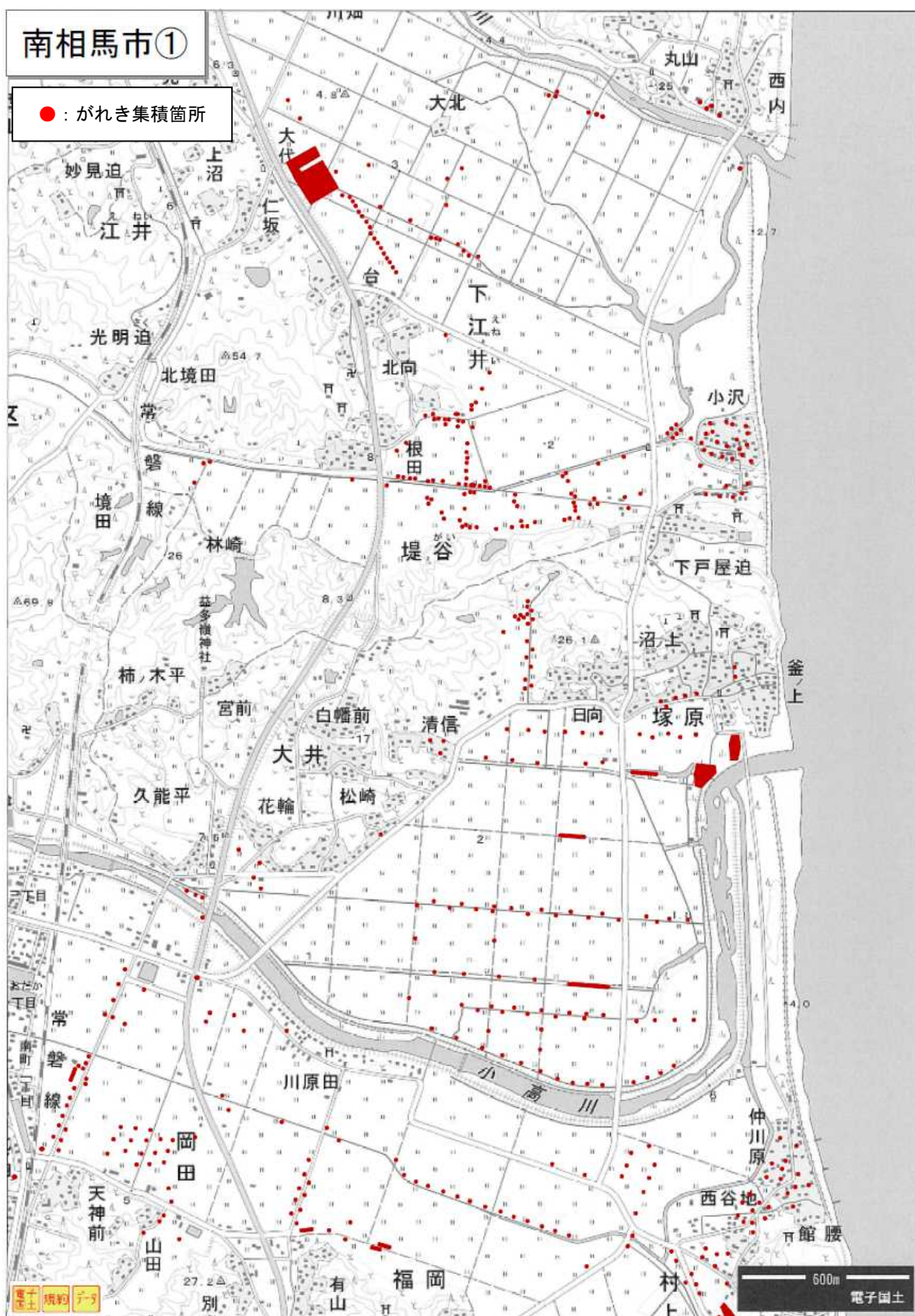
表 対策地域内（沿岸自治体）における災害廃棄物の状況

市町村名	災害廃棄物推定量 (t) *1		放射性セシウム濃度 (Bq/kg)*2		仮置場想定面積 (m <sup>2</sup> )
	合計推定量	可燃物量 不燃物量	可燃物中セシウム濃度 不燃物中セシウム濃度		
南相馬市	183,000	74,000 109,000	2,800 200		111,000
浪江町	178,000	46,000 132,000	1,300 200		103,000
双葉町	12,000	5,000 7,000	9,700 900		11,000
大熊町	29,000	17,000 12,000	58,700 11,600		18,000
富岡町	47,000	17,000 30,000	11,500 1,100		27,000
楢葉町	25,000	10,000 15,000	3,500 1,000		21,000
合計	474,000	169,000 305,000	—		291,000

\*1：1000 t 未満は四捨五入。土砂量除く。

\*2：セシウム 134 とセシウム 137 との合計値。がれきの組成別に加重平均として記載。100Bq/kg 未満は四捨五入。

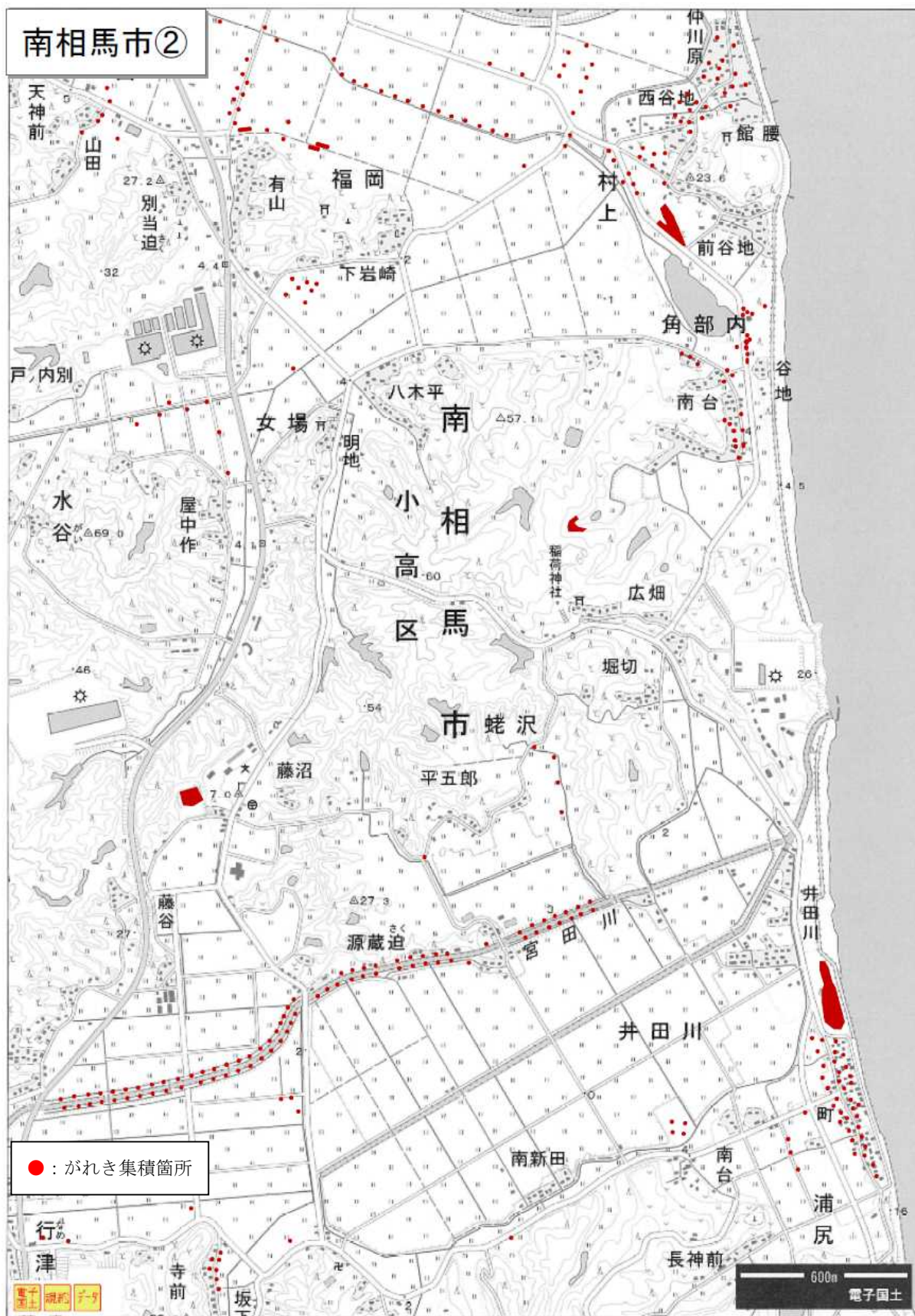
対策地域内におけるがれき集積箇所（沿岸市町）



国土地理院提供

図 1-1 がれき集積箇所（南相馬市①）





国土地理院提供

図 1-2 がれき集積箇所（南相馬市②）

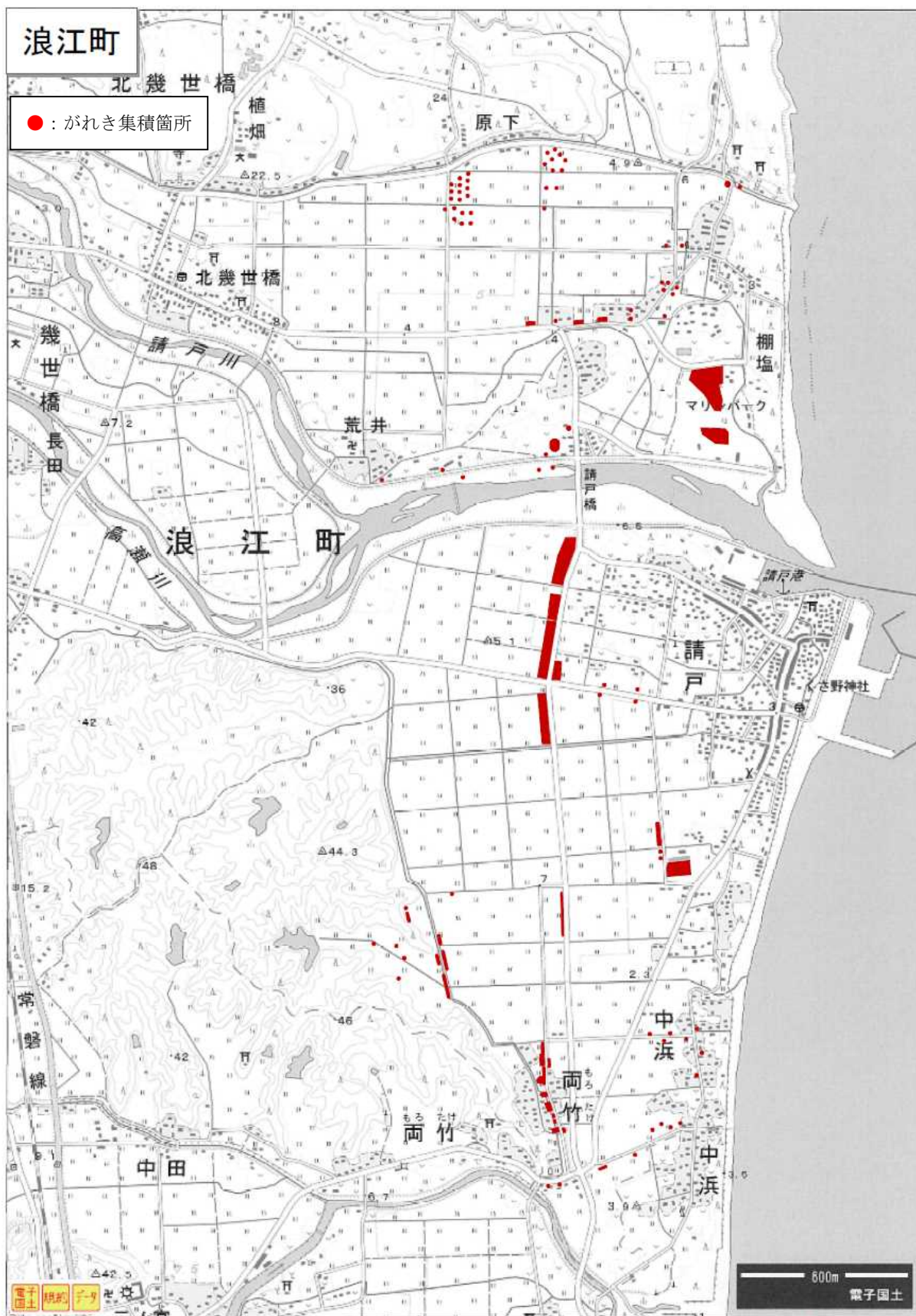


図 2 がれき集積箇所 (浪江町)



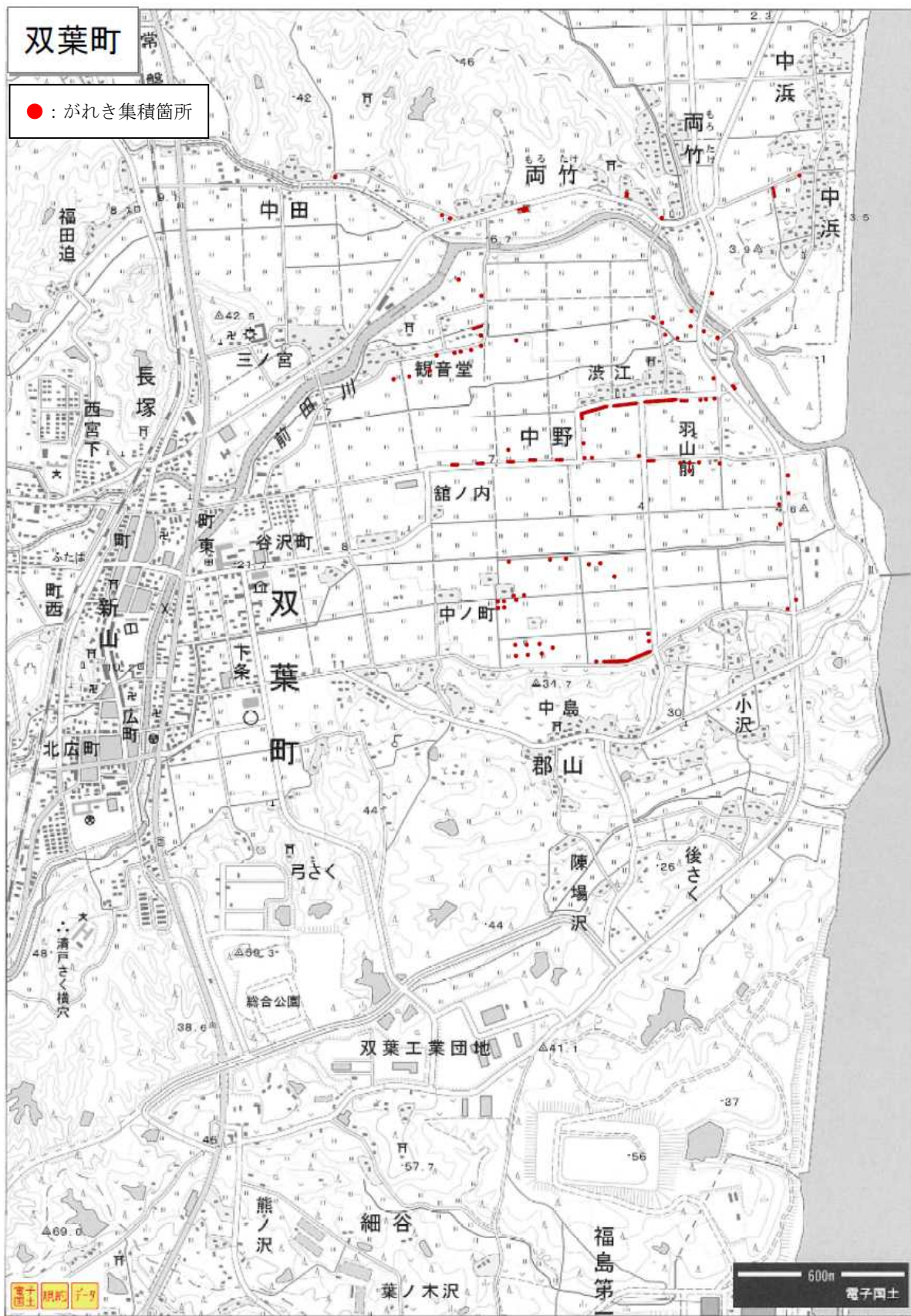
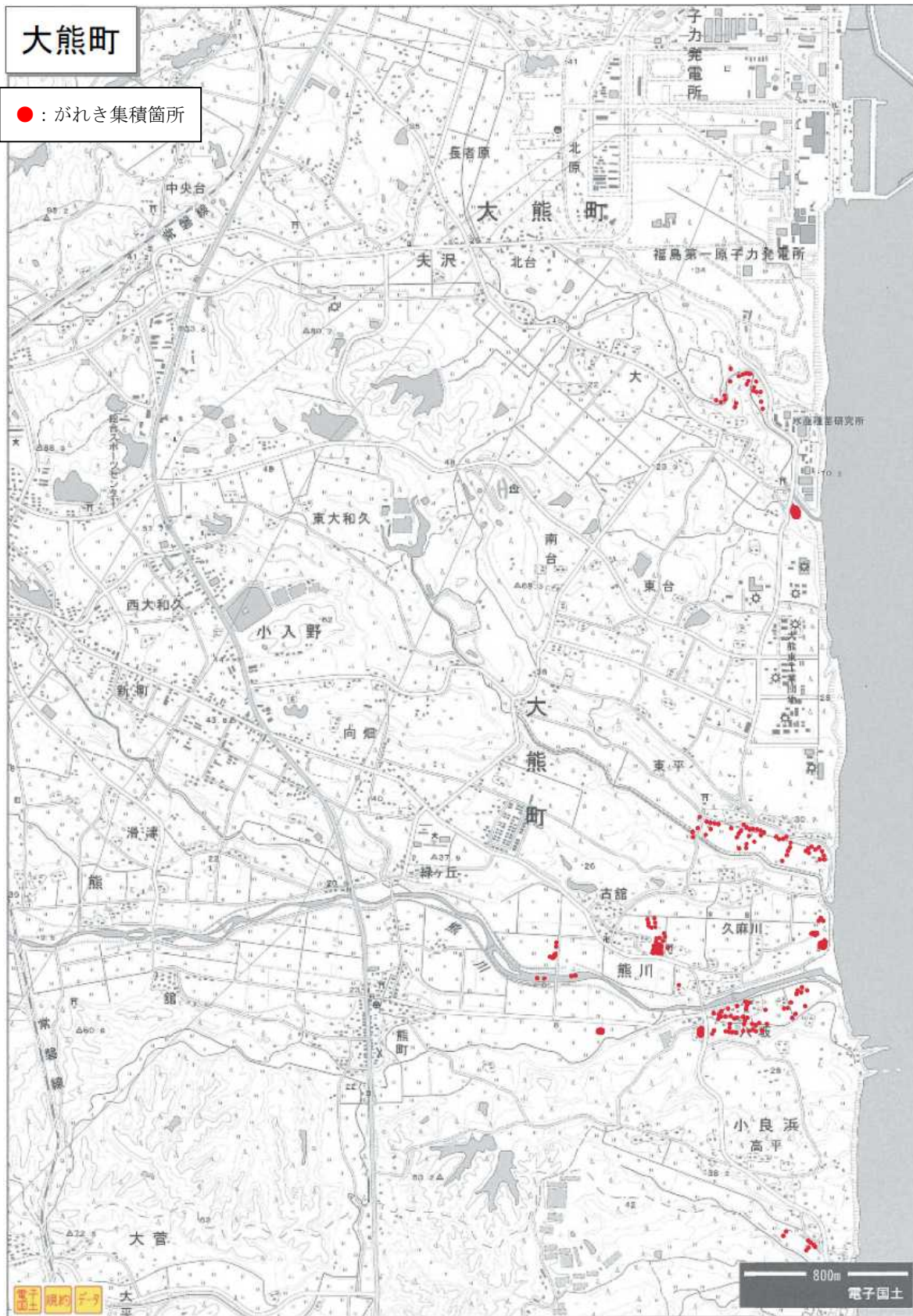


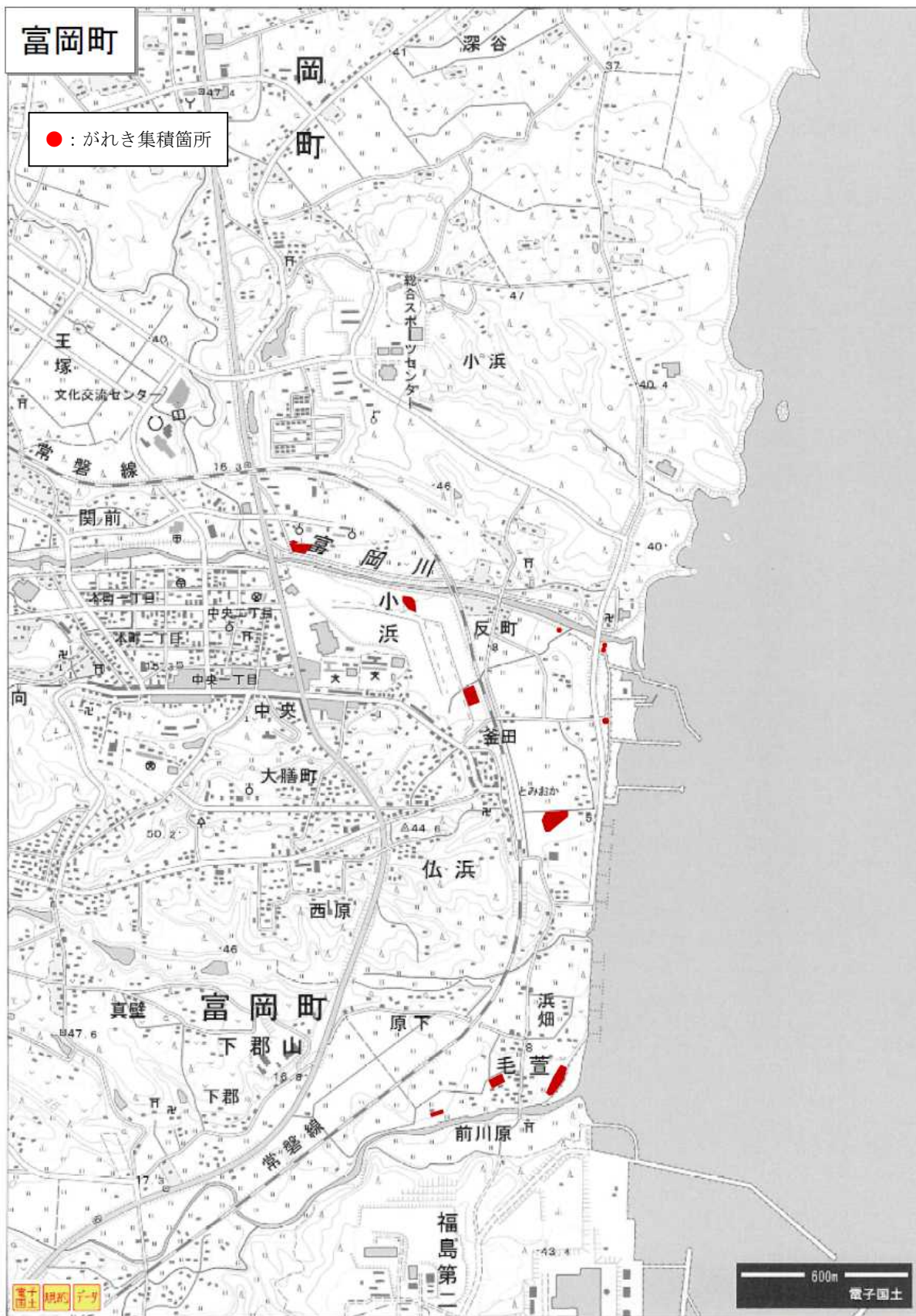
図 3 がれき集積箇所 (双葉町)



国土地理院提供

図 4 がれき集積箇所 (大熊町)





国土地理院提供

図 5 がれき集積箇所 (富岡町)

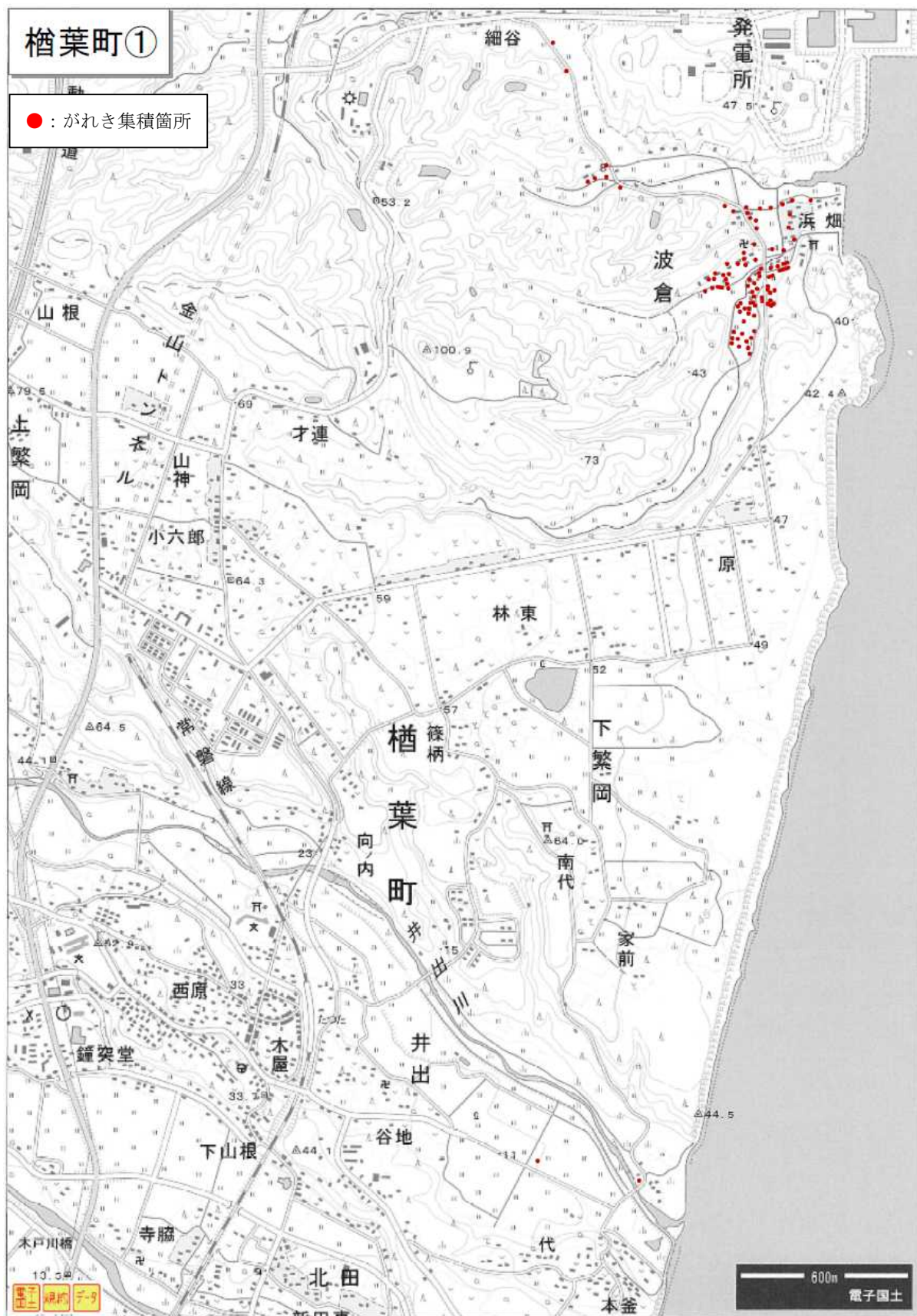


図 6-1 がれき集積箇所（榎葉町①）





国土地理院提供

図 6-2 がれき集積箇所（檜葉町②）

# 汚染廃棄物処理の状況

資料5-3

保管物	保管量	現状・課題等
-----	-----	--------

## 【一般廃棄物】

一般廃棄物課(3月末現在)

焼却灰 (一般廃棄物)	約36,000トン	・一時保管中 ・埋立可能な8,000Bq/kg以下であっても、最終処分先の確保が困難
し尿汚泥	500トン	・一時保管中 ・埋立可能な8,000Bq/kg以下であっても、最終処分先の確保が困難

環境保全農業課(4月20日現在)

稲わら(畜産農家以外)・牧草	235.5トン (全量については調査中)	・235.5トンは農業系汚染廃棄物処理事業により、一時保管中のもの ・農業系汚染廃棄物処理事業による処理を推進中
果樹剪定枝	調査中	・除染事業又は農業系汚染廃棄物処理事業による処理を検討中

畜産課(4月末現在)

稲わら (畜産農家)	1,177トン	・シート等により被覆して、一時隔離保管を継続 ・焼却等の処分先の確保が課題 ・農業系汚染廃棄物処理事業による処理を進行中
---------------	---------	--

林業振興課(5月末現在)

ほだ木・薪等	約13,000m <sup>3</sup> (推定)	・汚染したほだ木の搬出場所がないため、新たなほだ木によるきのこ生産に支障をきたす ・焼却等の処分先が明らかになるまで一時保管
--------	-------------------------------	---

農村基盤整備課(5月末現在)

汚泥・汚泥堆肥	226m <sup>3</sup>	・8,000 Bq/kg以下であっても最終処分先の確保が困難な状況のため、一時保管している ・焼却処分を調整中
---------	-------------------	--

技術管理課(6月8日現在)

刈草・伐木・剪定枝・流木	33トン + 985m <sup>3</sup>	・焼却施設での引き受けが不可となっている ・搬出先が決まっていない
刈草・伐木	(伐採面積) 159,500m <sup>2</sup>	・堆肥化業者から受け入れされないため、一時保管している

※工事により発生した木くずは産業廃棄物

## 【産業廃棄物】

産業廃棄物課(5月末現在(一部6月上旬現在))

焼却灰 (産業廃棄物)	1,131.6m <sup>3</sup>	・8,000Bq/kg以下については、一部処分が進んでいるが、最終処分先の確保が困難なため、一時保管中のものが多い
----------------	-----------------------	---

食品生活衛生課(5月9日現在)

浄水発生土	6993.6トン	・1,000Bq/kg以下については、一部処分が進んでいるが、最終処分先の確保が困難なため、一時保管中のものが多い
-------	----------	---

林業振興課(5月末現在)

バーク	約34,000トン(推定)	・取引先から受け入れを止められ処理が停滞しているため、製材工場等の操業に支障をきたす ・再利用や焼却等の処分先が明らかになるまで一時保管
-----	---------------	---

環境保全農業課(4月20日現在)

牛ふん堆肥	4,008トン (全量については調査中)	・4,008トンは農業系汚染廃棄物処理事業により、一時保管中のもの ・農業系汚染廃棄物処理事業による処理を推進中
-------	-------------------------	---



# 汚染廃棄物処理の状況

資料5-3

保管物	保管量	現状・課題等
-----	-----	--------

下水道課(5月21日現在)

下水汚泥等	約42,000 <sup>ト</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保管場所の確保、臭気対策が課題</li> <li>・一部の濃度の低い汚泥については、堆肥原料として搬出</li> <li>・処分方法について検討中</li> </ul>
-------	----------------------	--

技術管理課(6月8日現在)

アスファルト・コンクリートがら	55 <sup>m<sup>3</sup></sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・線量が低くても引取先がないため一時保管中</li> </ul>
-----------------	-----------------------------	---

工業用水道課(5月24日現在)

浄水汚泥(工水)	1,260 <sup>ト</sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天日乾燥処理中</li> <li>・搬出先の確保が課題</li> </ul>
----------	--------------------	--

## 【その他】

技術管理課(6月8日現在)

発生土	1,338 <sup>m<sup>3</sup></sup>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬出先が決まっていない</li> <li>・保管に際しての地元の合意形成が困難な状況</li> </ul>
-----	--------------------------------	---

○ 今後の対応

- 1 再生利用の推進 セメント原料、堆肥化原料、サーマルリサイクル など
- 2 最終処分先の確保